

RoHS 指令追加制限物質の情報について(2015年2月現在)

KAR013

RoHS 指令の見直し状況ですが、2014年12月17日に改訂案がWTO(世界貿易機関)に提出されました。改訂案によるとRoHS指令の追加制限物質はフタル酸エステル類4種類となり、ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)は、追加しない方針となりました。これによって2019年7月22日より、RoHS指令の制限物質は現在の6物質から、フタル酸エステル類4種類を含む10物質に変更になります。

■追加制限物質 :4フタレート 許容濃度(均質材料):各々0.1% (1000ppm) /4種合計でも0.1% (1000ppm)

- ① フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP)
- ② フタル酸ジブチル (DBP)
- ③ フタル酸ブチルベンジル (BBP)
- ④ フタル酸ジイソブチル (DIBP)

*ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)について

欧州委員会では、既に POPs条約で廃絶対象になっていること、REACH 規則でも許可対象物質に記載されているが2種の建築資材用途のみであることなどにより、EU域内で製造される電気電子製品中に利用する可能性が低いとの見解から、ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)の追加を見送りました。

■スケジュール

⇒WTO/TBT 通報(G/TBT/N/EU/256)コメント期間:通報日より60日間 :2014年12月17日

⇒官報公布 :2015年3月以降

⇒発効日 :官報告示から20日

⇒加盟国内の法令化 :2016年12月31日まで

⇒**適用開始日** * カテゴリーによって開始日が異なります。(カテゴリー8、9は製品特性が考慮され適用時期が遅い)

カテゴリー		開始日
1	大型家庭用電気製品	2019年7月22日
2	小型家庭用電気製品	
3	ITおよびテレコミュニケーション機器	
4	コンシューマ機器	
5	照明機器	
6	電機工具(据付型大型産業用工具を除く)	
7	玩具、レジャーおよびスポーツ機器	
8	医療機器	2021年7月22日
9	産業用含む、監視および制御機器	2019年7月22日
10	自動販売機	
11	上記カテゴリーにはいないその他の電気電子機器	

弊社は規制が行われることを想定して、フタル酸エステル類分析に関する試験所認定制度 IEC/ISO17025 を2010年に取得しており、現在まで多数の分析事例を有しております。フタル酸エステル類の追加制限物質の4項目に限らず、ヘキサブロモシクロデカンなど分析をご検討の際には、是非ともご相談ください。